第３０回千葉市情報公開・個人情報保護審議会

１　日時　：　令和４年７月２５日（月）　午後１時００分～午後１時５５分

２　場所　：　千葉中央コミュニティセンター８階　千鳥・海鴎

３　出席者

（１）委員

本澤陽一委員、下井康史委員、井原真吾委員、栗原春江委員、小林裕三委員、須藤博文委員、中村直人委員、渡辺静子委員

（２）事務局

久我総務部長、渡邊市政情報室長、北島主査、山崎主任主事、君島主任主事

４　議題

議　事

（１）会長及び副会長の選任について

（２）特定個人情報保護評価部会の委員の選任について

（３）千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直し）】（政策法務課市政情報室）

（４）千葉市個人情報保護法施行条例検討部会の設置及び委員の選任について

報　告

（１）令和３年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

５　議題の概要

議　事

（１）会長及び副会長の選任について

会長に本澤委員、副会長に下井委員が選任された。

（２）特定個人情報保護評価部会の委員の選任について

本澤会長の他に、本澤会長の指名により、井原委員、中村委員が選任された。

（３）千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問

事務局から個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直しについて説明を受け、質疑応答を行った。

（４）千葉市個人情報保護法施行条例検討部会の設置及び委員の選任について

千葉市個人情報保護法施行条例検討部会を設置することとし、委員には、本澤会長の他に、本澤会長の指名により、下井委員、井原委員が選出された。

報　告

（１）令和３年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

事務局から、令和３年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、報告があった。

６　会議経過

（渡邊市政情報室長）　定刻となりましたので、ただいまから、第３０回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

進行は、私、市政情報室長の渡邊が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、事前に委員の皆様にご案内しておりますとおり、公開の会議として開催しております。傍聴される方は、お渡ししている傍聴等要領に従って、傍聴するようお願いいたします。

さて、本日は、本年４月１日付けで、委員をお願いいたしました皆様によります初めての審議会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、委員の皆様及び事務局職員を紹介させていただきます。

（委員及び事務局職員の紹介）

ここで、総務部長の久我より、一言ご挨拶申し上げます。

（久我総務部長）　総務部長の久我でございます。

本日は、大変ご多忙の中、情報公開・個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。４月からの委員をお引き受けいただきありがとうございます。本来であれば、総務局長の峯村からごあいさつを申しあげるべきところでございますが、本日所用により欠席させていただいておりますので、会議の開催に当たり、私から一言ごあいさつを申し上げます。

昨年度の審議会でもご報告させていただきましたが、個人情報保護法が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度についても、令和５年４月の改正法の施行に向け、全国的な共通のルールで運用されることとなりました。

これに伴いまして、本市の個人情報保護制度についても、条例改正をはじめとした見直しが必要となりますことから、本日はその審議をお願いするものでございます。

また、「特定個人情報保護評価」に係る部会の設置についても、委員の改選に伴い、委員の選任をお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての私からのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

（渡邊市政情報室長）　この後、議事に入ることとなりますが、会長及び副会長の選任ま

での間、総務部長の久我が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（久我総務部長）　それでは、会長及び副会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

本日は半数以上の委員の皆様方に御出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第６条第２項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

◆議事（１）会長及び副会長の選任について

（久我総務部長）　それでは、議事（１）「会長及び副会長の選任」を議題といたします。

審議会設置条例第５条第２項の規定により、委員の皆様の互選で会長及び副会長を選出していただくこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

（井原委員）　本澤委員に会長を、そして、下井委員に副会長をお願いするのがよろしいのではないかと考えます。

（久我総務部長）　ただいま、本澤委員に会長を、そして、下井委員に副会長を、という御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

（久我総務部長）　ご異議がないようですので、本澤委員に会長を、下井委員に副会長をお願いしたいと存じます。それでは、席のご移動をお願いいたします。

（席の移動）

（久我総務部長）　それでは、会長、副会長から、順次、ご挨拶を頂戴したいと存じます。

まずは、本澤会長、よろしくお願いいたします。

（本澤会長）　本澤でございます。よろしくお願いします。

先ほど、総務部長からお話がありましたとおり、来年の春から地方公共団体の個人情報保護制度が大きく変わるということで、この審議会についても来年、大きく変わってくるのであろうかとは思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

（久我総務部長）　ありがとうございました。続きまして、下井副会長、よろしくお願いいたします。

（下井副会長）　どうぞよろしくお願いいたします。

（久我総務部長）　ありがとうございました。

それでは、これからの議事は、本澤会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◆（２）特定個人情報保護評価部会の委員の選任について

（本澤会長）　それでは、２「特定個人情報保護評価部会の委員の選任について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

（北島主査）　特定個人情報保護評価部会の委員の選任についてですが、はじめに特定個人情報保護評価の概要を簡単にご説明いたします。

特定個人情報保護評価につきましては、番号法に基づく制度になります。マイナンバーを活用し、個人の正確な所得や社会保障給付の受給状況を把握することにより、公平公正な負担と給付が図られるものになり、また、専用のネットワークシステムを活用することにより、情報連携を行い、行政の事務効率化や国民の利便性の向上につながるものになります。

一方で、なりすましによるマイナンバーの不正利用などにより被害を受けるのではないか、といった懸念もあるところですので、その懸念を払拭するための制度の１つとして、特定個人情報保護評価というものがございます。

この制度の目的についてですが、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル、これを特定個人情報ファイルと言いますが、その適正な取扱いを確保することによりまして、特定個人情報の漏えい等の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護すること、国民の信頼の確保を図ること、これらを目的とするものでございます。

評価の内容としましては、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析した上で、リスクを軽減するための措置を講ずること、さらに、その措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であることを自ら宣言するものとなっております。

それでは、お手元の資料２－１、特定個人情報保護評価部会設置要綱をご覧ください。

まず、第１条ですが、本市におきましては、本審議会に特定個人情報保護評価部会が設置されておりまして、この部会において番号法に基づく特定個人情報保護評価の調査審議、具体的には実施機関が作成した評価書の案についての検討をしていただくことになっております。

昨年度、予防接種に関する事務について、特定個人情報保護評価を行うということで諮問させていただきました。現在、市民意見聴取を実施中でして、意見聴取終了後、部会において、意見聴取実施後の評価書の案の点検をしていただくことになりますが、令和４年４月で審議会の委員の改選がありましたので、今回新たに部会の委員を選任していただくものでございます。

第２条ですが、第１項で、部会は審議会の委員３人をもって組織すると規定しています。そして、その３人につきましては、第２項で、お１人は審議会の会長、もうお２人は審議会の会長が指名することとされておりますが、お１人は個人情報の保護に関する学識経験を持つ審議会の委員、もうお１人は情報システムに知見を有する審議会の委員と規定されております。

会長以外のお２人につきましては、会長の指名ということでございますので、本澤会長

から部会の委員につきましてご選任をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

（本澤会長）　ただいま事務局から説明がありましたが、部会の委員は３人ということで、会長である私のほか、お１人は個人情報の保護に関する学識経験をお持ちの方、もうお１人は情報システムに知見を有する方を、それぞれ会長が指名することになっております。

個人情報の保護に関する学識経験者につきましては、井原委員にお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　次に、情報システムに知見を有する委員としては、中村委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　それでは、部会の委員については、私と、井原委員、中村委員とさせていただきます。

なお、これまでも、希望される委員の方については、オブザーバーとして部会に御出席いただくこととしておりましたが、今回も同様ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　ありがとうございます。特定個人情報保護評価部会の委員の選任については以上といたします。

◆議事（３）　千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について（個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直し）】

（本澤会長）　それでは、次の議題に移りたいと思います。

「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直し」と「千葉市個人情報保護法施行条例検討部会の設置について」、事務局から説明をお願いします。

（渡邊市政情報室長）　資料３をお願いします。

資料３は本審議会への市長からの諮問書となります。

第２８回の審議会においてもご報告させていただきましたが、個人情報保護法制の一元化により、本市における個人情報保護制度についても見直しを図る必要がありますことから、千葉市個人情報・情報公開審議会設置条例第２条第１号の規定に基づき、諮問をするものでございます。

諮問の内容は次の４点でございまして、

１点目に、改正後の個人情報保護法において、個人情報保護法を施行するために条例で定める必要があるとされている事項についてです。

２点目に、改正後の個人情報保護法において施行条例で定めることができるとされている事項及び施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項についてです。

３点目に、改正後の個人情報保護法の施行に伴う千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の改正についてです。

最後、４点目に、これらのほか、個人情報保護制度の見直しにおいて検討が必要な事項についてです。

これらのご審議をお願いするものです。

次ページをお願いいたします。

まず、資料３－１により、個人情報保護法制の一元化について、ご説明いたします。

「１　個人情報の保護に関する法律の改正の趣旨」をご覧ください。

改正の背景として、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請されている一方、これまで、個人情報の取り扱いに関する規定・運用が公的部門それぞれの中でも、また民間部門とも異なることが、データ流通の妨げになっていることが課題とされ、中でも、個人情報の取り扱いに関する規定が、求められる水準を満たさない団体があることや、データ流通に関し、国際的な制度調和を図る必要があった、ということが背景にございます。

これらを解消するため、法改正により、個人情報の取り扱いの根拠が個人情報保護法へ一本化され、法解釈の所管も、個人情報保護委員会に一元化されたものです。

改正法の概要ですが、４の表に簡単にまとめてありますのでご覧ください。

まず、改正後の個人情報保護法の適用対象ですが、行政機関も、地方公共団体も、民間事業者も対象となります。ただし、議会については、国会と同様その自律性を尊重して、法の適用対象外とされております。

また、地方公共団体の機関等であっても、市立病院等については、民間規律の適用を受ける部分と、公的部門の適用を受ける部分がございます。例えば、個人情報の取り扱いのルール等については民間規律に従う一方で、開示請求等の手続きについては公的部門の規律に従う、というものでございます。

次に公的規律と民間規律における定義が一元化されます。

個人情報の定義について、民間の定義が公的部門にも適用されます。公的部門と民間部門とで定義が異なることは、国民の目から見てわかりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得るとして、一元化されたものです。

次に、個人情報の取り扱い、具体的には、個人情報の利用及び提供の制限や個人情報を安全に管理するために必要な措置についてですが、これまで各地方公共団体でそれぞれルールを定めておりましたが、これも改正法のもとに一元化されます。

４点目として、個人情報の開示請求等の要件や手続きの主要な部分についても法の下に一元化されます。これにより、これまで認めていなかった任意代理人による開示請求が許

容されることとなります。

５点目として、個人情報ファイル簿の作成・公表についてです。

個人情報ファイルとは、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を検索できるように体系的に構成したもの（俗にいうデータベースをイメージしていただけるとよいかと思います）でございまして、１，０００人以上の個人データを取り扱うものについては、その利用の実態を明らかにするという趣旨から、法でファイル簿の作成・公表が義務付けられたものです。

次に、行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入についてです。

１，０００人以上の個人データを扱う場合には個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられますが、個人情報の利活用の観点から、ファイル簿を作成するような大規模なデータベースについては、個人を特定するような情報を削除し、匿名化したうえで、民間事業者にも提供していこうという考えのもとに、制度化されたものでございます。

この行政機関等匿名加工情報の提供制度については、わかりにくいので、参考資料を添付してございます。

参考資料３－１の１ページをお願いします。

行政機関匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。

先程申し上げた１，０００人以上の個人情報を扱うものとして公表されるファイル簿を作るようなデータについて、個人を識別できる住所や氏名、生年月日といった情報を取り除いてしまえば他に不開示情報がないようなもので、ビッグデータとして利用できるような状態に加工することが可能なものについては、民間事業者からの提案を受けて、手数料を徴した上で、データを活用させていこう、という仕組みです。

既に国の行政機関ではこうした提供制度が始まっておりますが、利用は数件程度で、まだ事例の集積には至っていない状況と聞いております。

法改正により、都道府県及び指定都市においては、令和５年４月から対応する必要があるとされているため、今回、新たに開始するデータ提供の制度に係る手数料の設定についてご審議をお願いするものです。

行政機関等匿名加工情報についての概略は以上となります。

資料３－１にお戻りください。

この法改正における本市の対応ですが、２にありますとおり、これまでそれぞれの地方公共団体で各々制定していた個人情報保護条例について、今後は、法律の施行に必要な事項を定めた条例を制定することとなり、また、法が許容する範囲内に限ってのみ、条例で独自の保護措置を規定できることとされたことから、これまで本市で制定していた個人情報保護条例は廃止をし、新たに個人情報保護法施行条例を定める必要があるということで、

今回の諮問に至っております。

具体的には、資料３－２によりご説明させていただきます。

ご説明の前に、資料の修正をさせてください。資料３－２の№１１「目的外利用・外部提供」の原則禁止という部分ですが、５９条とありますが、これは６９条の誤りですので、修正させていただきます。

この資料は、現行条例と改正法の主な相違点を記載してございます。

この中の№１から８までの項目が、審議会に検討をお願いする主な審議事項となります。

左から３列目「改正法」の列をご覧ください。

№１から８までの項目それぞれに「必須事項」、「任意事項」という記載がございます。

ここで、必須事項、というのが、改正法の規定で「条例で定めることが必要」とされた事項、「任意事項」とあるのが「条例で定めてもよい」とされた事項でございます。

それでは資料の上から、順にご説明いたします。

まず、№１の開示手数料についてです。

改正法により、手数料を定めることが必須事項とされました。

本市では以前に、情報公開条例で公文書の開示手数料について１件２００円として設定しておりましたが、審議会に答申を頂き、市民の知る権利に資するため手数料を廃止した経緯がございます。

個人情報の開示請求については、自分の情報を確認するための制度であるとして、条例の制定当初から、１件２００円などといった手数料の設定は行わず、手数料として写しの作成に係る費用、いわゆるコピー代のみ実費徴収としておりまして、その後の条例改正により、手数料の設定を廃して、写しの作成・送付に係る費用のみ実費徴収する旨を条例で定め、現在に至っております。

今回、手数料の規定を定める場合にも、手数料を無料とし、写しの作成・送付に係る費用について実費負担とする、現行条例と変わらない運用を行ってまいりたいと考えております。

次に、№２の匿名加工情報手数料です。

先ほどご説明した匿名加工情報の提供制度ですが、提供に当たっては、手数料を徴することとし、政令で標準的な額が示されております。

この標準として示されている額と異なる額を定めるには合理的な理由が必要とされているところ、本市において何か特別な事情があることも想定されないことから、本市においても、政令に示されている額を目安として、手数料を設定する方向で考えております。

№３の「要配慮個人情報」をお願いいたします。

要配慮個人情報とは、人種や信条、病歴等、取り扱いに特に配慮を要する個人情報のことで、法律の規定と本市のこれまでの運用に違いはありません。

改正法では、地域の特殊性等の必要があれば、条例で追加する項目について定めることができるとされましたので、その点についてご審議をお願いしたいと思います。

要配慮個人情報については、以前も当審議会において主にＬＧＢＴに関する情報を要配慮個人情報に追加すべきかについてご審議いただきましたが、当時の議論の中では、ことさらに特別な扱いをすることはかえって適切ではないとの考え方から、追加は不要とのご意見を頂戴した経緯がございます。このような経緯も踏まえまして、事務局としては、今回の見直しにおいても追加は不要と考えておりますが、改めてご審議をお願いいたします。

次に、№４「利用目的等の公表」でございます。任意事項となります。

法で、１，０００人以上の個人情報ファイル簿の作成が義務付けられましたが、１，０００人未満についての取り扱いについて、ご審議をお願いするものです。

１，０００人未満の事務については、ファイル簿の作成は法律上の義務ではありませんが、個人情報の開示請求があった場合には、開示請求者に対して、対象となる個人情報の利用目的を明示することが必要となることから、１，０００人未満の事務についても、内部で利用目的を整理しておく必要があります。

この点、これまで本市では、個人情報取扱事務目録を作成・公表していたところでございまして、この目録に利用目的は記載してありますので、事務局としては引き続き、１，０００人未満の事務についてはこの目録を活用していくことを考えているものでございます。

№５「不開示情報」をお願いします。

不開示情報については、情報公開条例との整合性を図る必要がある場合は、任意事項として、調整のための規定を設けることができることとされております。

例えば、情報公開条例の不開示情報の例外として、改正法では「公務員の職及び職務の遂行に関する情報」について定めているところ、他市の条例においてはさらに「公務員の氏名」についても開示することとしている例がございます。

このような場合には、各市の情報公開条例の規定ぶりと整合を図るために、条例で定めることにより、個人情報の開示の方でも不開示情報から除くことが可能とされています。

こちらについては、本市においては対応の必要がないと思われますので、調整不要と考えております。

次ページをお願いいたします。

決定期限についてです。

これまで本市では、開示に係る決定期限は１４日以内、延長が４６日以内としていましたが、法律でそれぞれの上限が３０日までと定められたことから、対応が必要となるものです。

こちらについては、開示の決定期限まではこれまで通り１４日以内とし、延長については、法律上４６日とすることができなくなるので、法で定められた上限３０日に変更することを考えております。

次に、審査請求の手続きについてです。

法改正により、議会が個人情報保護法の適用対象外とされました。

これを受け、議会においても独自に個人情報保護条例を制定する方向で検討が進んでいると聞いておりまして、新たに議会の条例で定められる開示請求に係る不服の審査についても、個人情報保護法の開示に対する不服の審査と同様、個人情報保護審査会に諮問する方向での検討をしているとのことです。

個人情報保護法で規定する以外の案件の審議も必要となることが想定されますことから、法の施行条例から独立させ、別建ての条例とする、つまり、個人情報保護審査会条例を別に制定する方向で考えております。

次に、審議会への諮問についてです。

これまでは、目的外の利用や本人外収集、オンライン結合などの個別案件について、個別にご審議をお願いしておりましたが、これらの事項は法律上諮問することが許容されなくなります。

これに伴い、審議会の所掌事務についての検討をお願いするものでございます。

その他、新たな施行条例の中で規定するものではありませんが、これまで本市の条例で規定していた簡易開示や出資等法人が個人情報保護について講ずべき措置等についての今後の取り扱いについても、ご意見を頂ければと思っております。

ご審議をお願いする個別の項目のご説明は、以上のとおりです。

資料３－１にお戻りください。

３番に、条例制定に向けた今後のスケジュールをお示ししてございます。

本日、審議会に諮問をさせていただきました。ご審議いただく時間がわずかとなってしまい大変恐縮ですが、条例可決後３月末までの期間で個人情報ファイル等の作成等の準備を進める必要があるため、１２月に開催される第４回定例会には条例改正案を上程したいと考えております。

そうしますと逆算して、９月の中旬には条例改正に伴うパブリックコメントの実施を行う必要があり、それまでにご審議をお願いしたいというお願いでございます。

以上、この度ご審議をお願いする諮問についてのご説明となります。

◆議事（４）千葉市個人情報保護法施行条例検討部会の設置及び委員の選任について

続きまして、「千葉市個人情報保護法施行条例検討部会の設置について」、関連がありますので併せてご説明させていただきます。資料４－１をお願いいたします。

先ほど、諮問の趣旨及び個人情報保護法制の一元化について、概要をお話させていただきましたとおり、個人情報保護制度の見直しに当たっては、法律の施行に必要な事項を定めた条例を制定する必要があるとともに、法で許容されている範囲内に限り、条例で独自の保護措置を規定できる、とされております。

条例の見直しに当たっては、法で許容されている内容かどうかや、他の条例の規定との整合を図る必要があるかどうかなど、個別の項目について専門的なご審議を頂く必要があ

ると考えております。

さらに、本市においては、令和５年４月の法施行に合わせて改正の準備を行う中で、審議会での答申を頂戴したのちに、パブリックコメントにより市民意見の聴取を行うことも検討しており、制度の見直しに向けたスケジュールが大変厳しいものとなっている状況でございます。

以上のとおり、法施行までのスケジュールを考えますと、時間に非常に制約がある中、専門性の高い内容をご審議いただく必要がありますことから、事務局といたしましては、

議題にありますように、部会を設置し、個別の項目について専門的な見地から、集中してご審議いただいた上で、部会から親会に報告していただく。

それを受けて、親会でも検討が必要と思われる部分について、改めてご審議をいただきまして、答申へ、という流れで進めていただきたいと考えております。

審議会に部会を設置する根拠ですが、当審議会設置条例施行規則の２条に、「審議会は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員をもって組織する部会を設置することができる」とありまして、この規定を用いて新たに部会を設けることについて、ご提案させていただくものです。

現在、特定個人情報保護評価についての部会を設置して、委員３人で、機動的にご審議をいただいておりますことから、今回ご提案させていただく部会についても、委員を３人とした要綱案を添付してございます。

併せてご審議を頂きたいと思います。

なお、部会でのご審議についても、不開示情報を扱うことが想定されないことから、部会の会議についても公開で行う方向で考えております。

諮問事項のご審議に当たり、部会を設置することについての事務局からのご説明は以上となります。よろしくお願いします。

（本澤会長）　ありがとうございました。個人情報保護制度の見直しに係る今回の諮問に関する審議について、部会を設置して、個別の案件について部会で審議した上で、親会に報告し、部会での審議を踏まえて答申するという事務局からのご提案について、ご意見等ありましたらお願いします。

（異議なし）

（本澤会長）　部会の委員を３人とすることを含め、要綱案を添付してのご提案となっております。こちらについてはいかがでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　それでは、個人情報保護制度の見直しに係る諮問の審議について、部会を設置すること、委員を３人とすることも含め、事務局提案の要綱案のとおりで進めることといたします。

部会委員の選任ですが、会長である私のほか、個人情報の保護に関する学識経験者お２人を会長が指名することになりますので、下井委員と、井原委員にお願いできればと思い

ますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　それでは、下井委員、井原委員、お願いいたします。

特定個人情報保護評価部会はオブザーバー参加ができることとなっておりますので、同様に、希望される委員は、オブザーバーとしての参加を可能とする、としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　それでは、希望される委員はオブザーバーとして部会に参加できることとしますので、部会の日程が決まりましたら、事務局から他の委員にも日程をお知らせするようにしてください。

本日ご審議いただく案件は、以上となります。

◆報告　（１）令和３年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

（本澤会長）　次に、報告事項として、「令和３年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告について」、事務局から説明をお願いします。

（北島主査）　令和３年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告についてご説明いたします。資料５－１及び５－２に沿って、説明させていただきます。

はじめに、資料５－１の１ページです。こちらは今年の７月２２日に公告をしたものでございまして、情報公開条例及び個人情報保護条例の昨年度の運用状況について公表したものでございます。大きく分けて情報公開条例の施行の状況、個人情報保護条例の施行の状況、そして本審議会の運営状況に分かれておりますので、それぞれご説明いたします。

まず、情報公開条例の施行の状況でございます。

（１）開示請求の件数及び処理状況でございますが、２ページ目に合計が記載されております。昨年度は９９件の開示請求がございました。処理件数としましては１２９件でございまして、これにつきましては１件の開示請求に対して複数の決定が行われる場合があることによるものでございますが、そのうち、公文書の全てを開示した決定の件数が３２件でございます。一部黒塗りなどをして、その他の部分だけを開示したというものが部分開示決定で４２件ございます。公文書を一切開示しないという不開示決定の件数でございますが、３２件すべてが不存在等ということで、そもそも開示請求に係る公文書がなかった、あるいは、開示請求の対象となる公文書ではなかった、そういったケースでございます。次に、開示請求がされましたけれども、その後、別途情報提供をしたなどの事情によって取下げられたものが２３件でございます。

なお、令和２年度は１７３件の開示請求がございましたので、大幅に減少しております。明確な要因についてはわかりませんが、開示請求によらずとも、情報提供できるものは情報提供を行うといったことを進めていますので、これも１つの減少要因と考えております。

次に、（２）審査請求の件数及びその処理状況でございます。

こちらは公文書開示請求につきまして、先ほど、部分開示決定や不開示決定など、一部不開示とするものがあると申し上げましたが、その不開示について、不服がある場合には審査請求ができることになっております。その審査請求の件数が（２）に記載したとおりでございまして、アの審査請求の件数としましては、令和２年度からの継続案件が８件、令和３年度に新たに出されたものが１５件ございました。令和３年度末時点での処理状況でございますが、裁決まで終わった、つまり完了したものが４件、情報公開審査会に諮問中のものが７件、実施機関において検討中のものが１２件でございます。

次に、（３）情報公開審査会の運営状況でございますが、会議は４回行われました。ウの諮問の処理状況といたしましては、答申、審議中、それぞれ１件ずつとなっております。

続きまして（４）附属機関の会議の公開に関する状況でございます。

アの附属機関の数は、全部で２２２機関ございます。そのうち、全部又は一部を公開した会議は１８４回ございました。

次のウの非公開とする附属機関でございますが、附属機関のうち、その取り扱う情報の性質から原則として非公開としなければならないもの、個人情報を扱うものなどになりますが、そういったものが６２機関ございます。

次のエ、全部を非公開とした会議ですが、こちらは原則公開でありながら、その会議で取り扱う情報の性質上、全部を非公開としたもので、１８回ございました。

次に、（５）と（６）ですが、指定管理者や出資等法人、いわゆる外郭団体でありますが、これらについては、情報公開条例で、情報公開に関して必要な措置を講ずるものとするという規定がございます。それに基づきまして、市と同じように、保有する文書について開示の申出があれば、開示をするというようなことになっております。指定管理者、出資等法人の状況については記載のとおりでございます。

情報公開条例につきましては、以上でございます。

続きまして、個人情報保護条例の施行状況についてご説明いたします。

まず、（１）個人情報取扱事務の届出状況についてです。市において個人情報を取り扱う事務を行う場合には、一部職員の個人情報など例外的に届出が必要のないものはございますが、原則として市政情報室に届出をしてもらうことになっております。そして市政情報室は目録という形で市全体の個人情報を取り扱う事務について公表しているところでございます。

令和３年度における個人情報を取り扱う事務の届出状況がこの表でございまして、年度末時点で届け出されている件数は、次のページになりますが、２，０４９件でございます。

次に、（２）開示請求の件数とその処理状況です。市に対して自分の個人情報を開示して欲しいという請求になります。

その件数といたしましては、表に記載のとおり、令和３年度は合計で９８件の請求がご

ざいました。なお、令和２年度は７０件でございましたので、若干増えたというような状況でございます。

処理件数といたしましては１８８件でございまして、そのうち全部開示決定したものが６９件、部分開示決定したものが５６件、不開示決定は４８件ございますが、４８件は、全て請求はあったけれども対象情報はありませんといった不存在などを理由とするものでございます。なお、取下げは１５件ございました。

次に、５ページに参りまして（３）、（４）訂正請求の件数と利用停止請求の件数でございます。それぞれ１件の請求があり、訂正請求については不訂正決定、利用停止請求については利用停止決定を行いました。

次に、（５）審査請求の件数です。令和２年度からの継続案件として２件、また、令和３年度に新規で出された案件として４件でございました。

処理状況といたしましては、裁決済みが３件、審議中が１件、実施機関において検討中のものが２件でございます。

次に、（６）個人情報保護審査会の運営状況になります。会議は５回ございまして、ウの処理状況といたしましては、答申が２件、審議中が１件となっております。

次に、（７）簡易な手続による開示の実施状況についてでございます。こちらは一定の個人情報について、あらかじめ告示することによって、より簡易な方法、具体的には書面によらずに口答により開示を求めることができる制度でございます。

教育委員会の高等学校などにおける入学試験の得点や調査書などについて実施しておりまして、表に記載したとおり、簡易開示がございました。市立高等学校において約７割の利用があり、合計で４８．６％の方が簡易開示を利用しました。

次に、（８）と（９）でございますが、指定管理者と出資等法人に関する開示の申出及びその処理状況については記載のとおりでございます。

最後の３番、この審議会の運営状況になります。令和３年度の本審議会の運営状況は２回で、８月と２月に開催いたしました。

千葉市公告につきましては以上でございまして、次に７ページ、資料５－２でございます。こちらは個人情報の本人外収集についての報告でございますが、条例上、個人情報は原則として本人から収集することになっておりますが、例外の１つとして、審議会にあらかじめ意見を聞くことによって本人以外から収集できる場合が類型化されておりまして、それらについては、その内容の実績を報告することという答申がありますので、報告するものでございます。

令和３年度、この類型に該当する本人外収集といたしましては、７ページから９ページに記載したとおりでございまして、栄典、表彰等の選考や、８ページの防犯カメラ、９ページのドライブレコーダーなど、この表に記載のとおりでございます。

続きまして１０ページです。本人外収集と同じように個人情報の目的外利用、目的外提供につきましても、原則として禁止されておりますが、例外の１つとして審議会の意見を

聴くことによって目的外利用、目的外提供することができる規定となっております。こちらも審議会において一定の類型に該当するものは、目的外提供してよい、ただし、その実績を報告するようにという答申を頂いておりますので、ご報告させていただきます。

令和３年度は栄典、表彰等の選考、弁護士法の規定に基づく提供ということで、記載のものについて、目的外の利用や提供を行いました。

運用状況の報告については以上でございます。

なお、資料５－３として、令和３年度の運用状況報告書という冊子をお配りしております。先ほどご報告しました、公告の内容を詳細に記載したものになりますので、ぜひご覧いただければと思います。

報告は以上となります。

（本澤会長）　ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問、意見等ありますか。

（下井副会長）　今のご報告についてではなく、ご報告をいただいて気付いたことがありまして、先ほどの条例改正についての諮問なのですが、資料３－２の№７「審査請求の手続」の「千葉市個人情報保護審査会設置条例の制定」については、資料３の諮問事項に入っておりませんが、これはよろしいのでしょうか。

（渡邊市政情報室長）　諮問の趣旨としては、個人情報保護法の改正に伴う改正ということで、諮問の中に含めているつもりなのですが。

（下井副会長）　諮問の中の（１）から（３）までには入っていないかと思いますが、（４）に含まれているのでしょうか。施行条例で定めるのでしょうか。

（渡邊市政情報室長）　施行条例では定めません。

（下井副会長）　そうですよね。

この場で確認できればよいのですが、条例制定ですから、本来であれば、入っていなければいけないと思います。

（渡邊市政情報室長）　諮問の趣旨としては、「千葉市個人情報保護審査会設置条例の制定」についても含めております。

（本澤会長）　他に質問、意見等ありますか。

（意見等なし）

◆その他

（本澤会長）　それでは、「その他」として、事務局から何かありますか。

（北島主査）　次回の審議会の開催予定ですが、まず、今回、認めていただきました部会の開催につきまして、３人の部会委員の皆様と開催日程について調整させていただいたのち、改めて審議会の委員の皆様に日程のご連絡をさせていただきます。オブザーバーとしてご参加される場合は、事務局にご連絡ください。

次回の親会の日程につきましては、今のところ９月上旬を見込んでおりますが、部会での審議の経過を踏まえ、あらためて日程調整の御連絡をさせていただきます。

次に、本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録案を作成し、委員の皆様へお送りいたしまして、御意見を頂戴いたします。いただいた御意見を基に修正案を作成いたしますので、その確定については、会長に一任していただく形でお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

（本澤会長）　ただいま、議事録の確定について説明がありましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　それでは、議事録の最終確定については、私に御一任いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第３０回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

（久我総務部長）　本日は、慎重に御審議をしていただき、誠にありがとうございました。